

題字は渡辺華山筆「游相日記」から文字を抽出して作成したため、清音の「たより」としました。

古代（七世紀後半）の評の設置と分割

— 愛甲郡の成立を考える —

厚木市史編集専門委員会委員 鈴木靖民

一 古代の評と郡

一昨年（二〇一九年）五月、厚木市教育委員会の主催により厚木市史シンポジウムが厚木市文化会館で開かれた。飛鳥・奈良・平安時代の厚木市周辺の様相をめぐって、考古学、文献史学の研究者十五人が集まり報告と討議が行われた（『愛甲の古代を探る』厚木市教育委員会）。私は厚木市史の編纂に携わりシンポジウムの企画に関係したので、簡単な総括を述べた（鈴木靖民「歴史の波頭を求めて」『厚木市史たより』第21号）。



図1 相模・南武蔵古代遺跡図（高橋香氏作成）

その折り多くの課題が出されたが、ここでは七世紀後半、飛鳥時代の評の設置と分割について述べたい。評は日本古代の七世紀後半に国の下に置かれた地方の行政区画のことで、その下に戸を設けて五十戸が編成された。これが郡、その下の里（郷）の前身となる。つまり評は郡に先んじて古代王権（政権）が初めて定めた各地を治めるための行政区画、支配制度である。もとは朝鮮半島の百濟の制度に由来して、古代には評の訓みもコオリと呼ばれた（県はアガタと呼ばれた）。

七世紀後半、末葉に、王権は行政区画として評の設置を図り、あるいは再編も行った。この研究に先鞭をつけたのは米田雄介氏、狩野久氏である。その例は各地にみられる。

相模国足柄評が東西に通るいわゆる伝路を基準にして、足上、足下の二評に分割されたという荒井秀規氏の説がよく知られている（『考古論叢神奈川』六、一九九七年）。

ほかに東国では前回とダブるが、武蔵国の多磨郡の前に多上、多下の二評（郡）があったことが出土した文字瓦から推定されている（深澤靖幸「武蔵国府・国分寺跡出土の「多上」「多下」の文字瓦をめぐって」『地域考古学の展開』二〇〇二年）。多磨の行政区画が上下二つに分割され、その後また多磨郡として一つに編成されたのである。武蔵国の北部、南西部には多磨郡に比べて小規模のエリアの郡がある。

下総国も小規模の郡が多い。例えば印旛郡は七世紀後半の龍角寺瓦窯跡と五斗葺瓦窯跡出土の文字瓦によって、印波国造の広い領域が分割、再分割されていくつかの評ができたとする三舟隆之氏の説などがある（『古代氏族と地方寺院』二〇二〇年）。武蔵国の北部や甲斐国の郡にはカミ、ナカ、シモなどの名が少なくないが、どれも評、郡の設置の時にある地域が分割、併合などで編成されたことを意味するだろう。甲斐国の都留郡に相模郷があるが、もとは相模国愛甲郡の一部だったという理解もある。八世紀になると、武蔵国入間郡を割いて高麗新羅の二郡を置いたが、これは東国各地にいた渡来人を移住させる政策によるものであった。美濃国席田郡も新羅または加耶の渡来人を集めた郡であった。

これは各地から宮都に納めた物品に付けた荷札木簡にみられるごとく、租、調となる生産物の貢進、労役（兵役）の徴発に深くかわるだろうが、住民個々の人口動態の把握、戸の設定こそが根本の問題だったと考えられる。しかし愛甲郡に関する直接の史料はない。

二 愛甲の評、郡の拠点

シンポジウムの時、相模の考古学に詳しい田尾誠敏氏は、古代の愛甲郡家に関連する遺跡の一部とされる厚木市愛甲付近にある御屋敷添遺跡が愛甲郡域のはずれ、南隣の大住郡との境に位置しており、支配拠点

として偏った地点にある理由を解明して注目すべき見解を述べた。

相武国造の支配領域であった相模川流域の評を立てる時に、段階的に西(右)岸の北を鮎河評、南を大住評の二つに分けた。また東(左)岸には細長い高倉評を置いた。つまり三つの評が立てられたとした。

愛甲郡は平安中期の『倭名類聚抄』によれば、郡制下では玉川、英那、印山、船田、六座、余戸の六郷であるが、郡家などの置かれた中核を南の旧玉川流域を主とする玉川郷に想定し、どの郷も水系が相模川につながり、相模国府に達する指摘した。さらに国司、郡司の命令を下す公文書の符が各郷を回る伝達経路をも推測した。加えて、相模国八郡(評)のうち最初に立てられた初期寺院はおおむね東海道及び太平洋沿岸部近くに評家とセツト関係があるが、内陸部の場合は該当する寺院が存在しないことにも言及した。確かにこの指摘は愛甲郡にも当てはまるので、留意すべきである。これ以前、三舟氏も寺院造営に絡んで、相武国造直系の大住評司に対し、壬生氏のなかの独立的な一族が高倉評を立てたと二評の成立を想定している(『古代氏族と地方寺院』)。

同じシンポの時、川崎市教育委員会の栗田一生氏も評の分割を問題とした。栗田氏は川崎市の武蔵国橋樹郡跡のすぐ西に接する影向寺の下層遺跡で出土した「无射志国荏原評」と刻まれる瓦をはじめ、七世紀後半の多摩川を挟む橋樹と荏原の二郡に共通する遺跡、遺物、同じ氏を称する人たちの分布、北部の多磨、都筑、橋樹が入り組んだ古代の郡界などを考え併せて、橋花屯倉から荏原、

橋花の二つの評に分かれただろうと推定した(三舟氏も在地支配の関係上、二評は同じ勢力圏であったと触れている)。また栗田氏は『日本書紀』安閑紀所載の倉樹屯倉から久良岐、都筑の二評が立ったとも述べた。『倭名類聚抄』には橋樹郡に御宅郷(里)がある。橋樹と都筑、橋樹と久良岐の隣接する地理的關係、考古資料上の近縁性などが認められ、元来共通性のある社会だったが、それぞれ異なる評(郡)に分かれたとみなのである。なお評の關係では、有名な天武朝期の「諸岡五十戸」と墨書された木簡が武蔵国久良岐評の存在を証明する。

こうして評の設置の事情、その後の変遷のさまを究明する意義は大きい。その歴史的な経緯や理由が伝えられる例は、神奈川県や東国の古代に限らず全国的にも稀である。上の田尾氏、栗田氏の所見は地理的、地勢的には貴重な指摘であるが、地域社会や国家的な構造や展開いかんという観点からの論ではない。

古代王権の土地、住民を主とする地域の支配は、もともとその下に入った各地の首長が国造に任じられ、屯倉の管理などにも当たっていた。そのほかにも倭王の直营地なども各地にあったが、評の制度の施行により一元的な掌握を目指すことになったと考えるのが一般的である。だが評制への変容を社会の動揺から説くだけでは十分でない。

三 評制の諸段階と意義

この問題の本質を考える際に参照すべき研究として、最近の田中禎昭氏と中林隆之氏の戸籍、計帳に関する考察がある(田中禎昭「八世紀におけ

る戸主の任用と年齢秩序」『専修大学人文科学年報』四九、二〇一九年、同「橋花ミヤケにおける氏族の動向」『専修大学人文科学年報』五〇、二〇二〇年、中林隆之「古代橋樹郡・影向寺遺跡とその史的前提」『専修大学人文科学年報』五一、二〇二一年)。

あらためて神奈川県域の評の成立前後を考える。およそ一つ目は国造領に代表される地域首長の支配下の土地などがあり、田部などと称される耕作者集団や技術・技能を持つ專業集団が存在した。二つ目は王権下の王族や有力者の名にちなむ名代と呼ばれ、職掌を表すもので支部、刑部などが典型的である。三つ目は屯倉など王権、王族の經濟基盤となるもので壬生部などがある。

このなかで、田中氏は御田と物部氏とは関係が濃いとされた。それをうけた中林氏は東国の某田のつく郷名、あるいは遺称地名に注意した。シンポジウムで永井肇氏も愛甲郡に分布した物部氏の交通に關与した可能性を述べたので、様々な職掌との關連があるだろう。田中氏の説が成り立つなら、倭王の供御地の管理に当たる物部氏の役割の一つが加わることになる。

いわば評制は古くからの各種の所有形態を集約して成立する。評制の創置は文献によれば六四五年(難波朝、孝徳朝)以降だが、最古の木簡では天智期、六六五年である(奈良県石神遺跡出土の木簡に、「乙丑年十二月三野国ム下評・・大山五十戸」とみえる)。

評制の推移については、七世紀なかば、孝徳朝期からの前期評と天武朝期後半(六八三年)以降の後期評に分けて推定する説が有力である。神奈

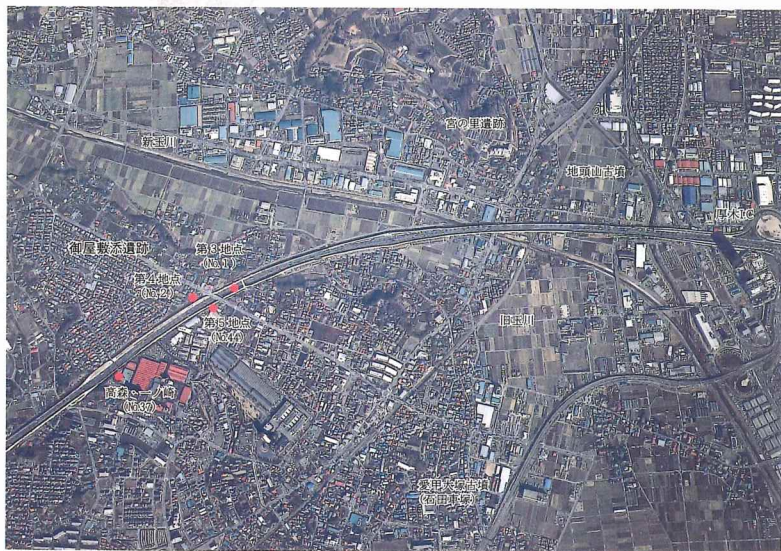


図2 御屋敷添遺跡周辺航空写真(1994年撮影)
 『かながわ考古学財団調査報告』33
 (御屋敷添遺跡 高森・一ノ崎遺跡 高森・窪谷遺跡所収)

川県でも荒井秀規氏、田尾氏がいう通り、段階的に捉える理解が妥当だろう。

上記の荒井氏は足柄評が足上、足下の二評に分かれたとするなかで、国造の支配領域は孝徳朝に第一次の分割が行われ、天武朝期の国境画定ないし持統朝期(六八九年)の飛鳥浄御原令施行で第二次分割が行われて、相模国の五評、次いで五郡に移行したとする。

田尾氏は相模国造の領域について、孝徳朝期の第一次において相模川西岸が相武評、東岸が高倉評に分割され、天武朝期の第二次で西岸の相武評が大住評と鮎河評に分割されたと推定する。これは中村太一氏の東国の国府の立地論や松井一明

氏の遠江国の郡家の地域性についての説を参考にし、愛甲郡は地域の首長が奥津城を山麓、丘陵部に営むのに対し、水上交通の拠点となる太平洋沿岸及びのちの古東海道に面する領域にまたがる地域に評を置くという地理的要因があるのを特徴として留意する。したがって御屋敷添は第一次の相武評の時の遺跡であり、第二次の時の評家、その後の郡家は他所にあると想像するのである。

これらの説をふまえて、田中氏は地域社会の基本に迫り、住民の掌握、すなわち支配を、戸ごと編成する編戸と結びつけて考えを進めた。これは唐の制度に淵源をもつ住民の支配の実態を記録する戸籍、計帳の制度と密接な関係にある。唐の家族や男女関係の実態に倣って日本でも制度化しようとする強い意志が作用している。

四 戸主の継承と戸籍作成

これを敷衍すると、①持統朝期の庚寅年籍(六九〇年)の時、古くからの兄弟やイトコの間での世代内的継承による戸主の地位継承のシステム化を図る。②持統十年(六九六年)〜大宝二年(七〇二年)の戸籍作成で、戸主の地位継承は傍系、兄弟による男系継承へと移行し、戸主の終身任用制が採られる。若い戸主の後見人や男系による編戸には、妻の移貫、残留による女性への割りあてという対処もあったとみる。義江明子氏が説く当時の法律の養老戸令応分条が反映した首長層の氏結合にあたるともいう。

これまでの研究を顧みると、田中氏の説は、七〇二年の御野(美濃)国加毛郡半布里(今の岐阜県加茂郡富加町)の戸籍の分析をもとに、戸籍制度

の創設とその実態を追求した(四〇年ほど前、私も戸田芳実氏、原秀三郎氏などに従って、半布里の故地を歩いたことがある)。田中氏は、従来の戸籍が兵士徴発を目的にして氏姓を定めて成人男子の均等編成を目指したという通説を批判して、男系の戸主を主にした家父長的家族原理に基づく戸籍編成を基本に置いていることを強調した(『古代の年齢集団と地域社会』二〇一五年)。

これに対して、最近、今津勝紀氏は人口統計学的な分析、『日本霊異記』説話の解釈などを通して、戸籍の作成は七世紀前半、孝徳〜天智期の五十戸編成を機に、国造の軍事編成と屯倉、部制の縦割り行政の矛盾解消、課税単位の一元化を目標とし、国際的な緊張に対応したと唱える(『戸籍が語る古代の家族』二〇一九年)。田中氏はこれにも反論する(『総合女性史研究』三八、二〇二一年)。

現存する古代の戸籍を実態とみるか、作為や意図、さらに擬制を認めるかについては、論者により多様な見解があり即断できない。田中、今津両氏は、双方とも戸籍の作成を意図した頃の内外の背景を考慮しており、国家的な政策に従う国や評のレベル、ひいては直接の五十戸レベルでの戸籍の作成による社会編成、社会変容を認めようとする点に惹かれる。戸をどう創設するかが問題だったのだが、もちろん斉明・天智・天武朝期の朝鮮諸国や唐の脅威、外圧、文武朝期のいわゆる単人戦争などは軍事結集、そのための住民掌握が重要な動機となっていた。

神奈川県域、さらに東国の各地に七世紀後半、評の制度編成が施行された。相模国愛甲郡(評)の諸郷も、足柄(足下)評の「大伴五十戸」瓦の

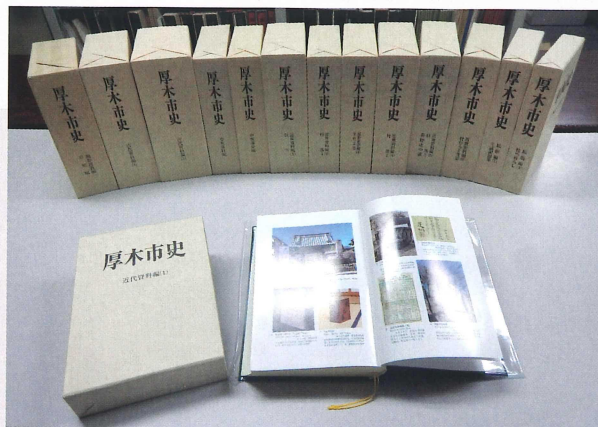
例があり、上の久良岐評の「諸岡五十戸」木簡とともに、評、その下に五十戸が編まれていたのは疑いない。

そうであれば、まず戸を作り、評の基礎単位となる五十戸の形成、その後の里への改編などの推移が大きく働いているだろう。その基礎単位にはまず何よりも戸、すなわち戸主をはじめとする戸口の設定が急務であったことは多言を弄さない。

むろん田中氏の析出した美濃国、半布里の例が正当だとしても、相模国を含めて、果たして全国的なレベルで当てはまるかどうか、なお検討を要する。美濃国は七世紀後半、王権により王子クラスの資養料を出すための湯沐とうもくが置かれていた地域である。戸籍も記載様式が西海道さいかいどうの筑前国、下総国の戸籍と違って独自性があり、大宝令たいほうりょう以前の飛鳥浄御原令に基づいているかとされる。

しかし、六年一度の戸籍の作成、その前段階の郡郷（里）が各戸ごとに氏名、年齢、性別、税の負担の可否を調べ整える毎年の計帳の提出の事実、家族及び社会の実態が反映していると見る意見は極めて重要である。それをもとに各国が王権、国家の支配の意向、政策に沿った形で成立したと、男系本位の住民の掌握、五十戸（里）の編成を進め、その過程で評の成立がなされ、分割もしばしば起こったことは大いに可能性がある。

評、郡の成立を、愛甲評以下が相武国造の支配下から分立したとする田尾氏の推測は、支配層の側からの説得力のある指摘であるが、併せて王権、国家の意思が作用する形での地域社会、家族、コミュニティの変容という視角から考えてみるのも極めて有効だろう。



『厚木市史』

厚木市では市史編さん事業として、様々な歴史資料をもとに、厚木市の歴史を明らかにする書物である『厚木市史』を編集発行しています。現在本編 14 巻を刊行しております。

資料寄贈のお願い

令和3年8月厚木市教育委員会文化財保護課では、厚木市の昔の資料をさがしています。特に現在は、昭和前半の『厚木市史』近代資料編(2)の編集作業をしておりますので、昭和三十年の市制施行以前の市内の写真、ポスター、パンフレットや太平洋戦争の戦地からの手紙など御提供いただける方がいらっしゃいましたら、文化財保護課へ御連絡ください。

書名	刊行	頁数	価格
地形地質編・原始編	昭和60年3月	922頁	6,000円
古代資料編(1)	平成5年3月	983頁	5,700円
古代資料編(2)	平成10年3月	1,042頁	7,140円
中世資料編	平成元年3月	1,011頁	5,700円
中世通史編	平成11年3月	1,122頁	6,130円
近世資料編(1) 社寺	昭和61年8月	1,088頁	5,600円
近世資料編(2) 村落1	平成5年3月	1,024頁	5,700円
近世資料編(3) 文化芸芸	平成15年11月	1,208頁	2,490円
近世資料編(4) 村落2	平成19年3月	1,128頁	3,570円
近世資料編(5) 村落3・荻野山中藩	平成21年3月	960頁	2,690円
近世資料編(6) 村むらと生活	平成23年3月	1,106頁	6,710円
民俗編(1) 生活記録集	平成26年3月	850頁	5,110円
民俗編(2) 村の暮らし	平成29年3月	642頁	5,500円
近代資料編(1)	令和3年3月	1,032頁	9,090円

購入は、あつぎ郷土博物館、厚木市役所本庁舎3階市政情報コーナーへ。
 閲覧は、あつぎ郷土博物館、中央図書館地下1階調べもののフロアへ。

厚木市史たより 第25号

令和3年8月20日発行

編集 厚木市教育委員会文化財保護課

発行所 厚木市

〒317-1717 神奈川県厚木市中町三十一番七

電話 046-225-2060
 FAX 046-223-0086

「厚木市史たより」は厚木市ホームページにも掲載しております。